

K I T A S H I R I B E S H I K O U I K I R E N G O U G I K A I K I T A
I
T
A
S
H
I
R
I
B
E
S
H
I
K
O
U
I
K
I
R
E
N
G
O
U
G
I
K
A
I
K
I
T
A
S
H
I
R
I
B
E
S
H
I
K
O
U
I
K
I
R
E
N
G
O
U
G
I
K
A
I
K
I
T
A
S
H
I
R
I
B
E
S
H
I
K
O
U
I
K
I
R

令和7年北しりべし廃棄物処理広域連合議会

第 1 回 定 例 会 議 案

目 次

議案 番号	件 名	ページ
1	令和7年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計予算	1
2	北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会 条例の一部を改正する条例案	2
3	北しりべし廃棄物処理広域連合職員懲戒審査委員会委員の 選任について	3

令和7年北しりべし

第1回定例会

議案第1号

廃棄物処理広域連合議会

令和7年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計予算

令和7年度北しりべし廃棄物処理広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,970,781千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和7年2月10日提出

北しりべし廃棄物処理広域連合長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 2,184,749
	1 負担金	2,184,749
2 使用料及び手数料		124,502
	1 使用料	72
	2 手数料	124,430
3 繰入金		13,585
	1 繰入金	13,585
4 諸収入		647,945
	1 預金利子	1
	2 雑収入	647,944
歳入合計		2,970,781

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 682
	1 議会費	682
2 総務費		60,715
	1 総務管理費	60,374
	2 選挙費	112
	3 監査委員費	229
3 衛生費		2,908,384
	1 施設管理運営費	1,086,075
	2 基幹的設備改良工事費	1,822,309
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		2,970,781

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 衛生費	2 基幹的設備 改良工事費	リサイクルプラザ改良工事 費	千円 1,143,160	令和7年度	千円 51,035
				令和8年度	1,092,125

令和7年北しりべし

第1回定例会

議案第2号

廃棄物処理広域連合議会

北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月10日提出

北しりべし廃棄物処理広域連合長 迫 俊 哉

北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

第1条 北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴う規定の整備を行うためであります。

令和7年北しりべし

第 1 回 定 例 会

議案第3号

廃棄物処理広域連合議会

北しりべし廃棄物処理広域連合職員懲戒審査委員会委員の選任について
次の者を職員懲戒審査委員会委員に選任したいので、地方自治法第292条
において準用する同法施行規程第16条第3項の規定により議会の同意を求め
る。

令和7年2月10日提出

北しりべし廃棄物処理広域連合長 迫 俊 哉

記

佐 藤 奈緒美